

「国民生活研究」投稿要領

2009年4月

改定 2015年4月

最終改定 2019年4月1日

「国民生活研究」編集委員会

(総則)

1. この要領は、「国民生活研究」への投稿に関し、必要な事項を定めるものとする。
2. 執筆要領は、編集委員会が別に定める。

(投稿資格)

3. 本誌に原稿を投稿できる者は、下記のとおりとする。
 - (1) 消費者問題及び生活問題に関する研究や実務に従事している者
 - (2) 独立行政法人国民生活センター役職員
 - (3) 編集委員から原稿執筆依頼を受けた者
 - (4) その他、編集委員が適当と認めた者

(投稿の申込み、審査、原稿の執筆及び提出)

4. 投稿者は、投稿の申込みの際して、氏名、所属、連絡先、論文等の表題、要旨(800字程度)、目次案、原稿予定文字数を、原則として電子メール(添付ファイル)により編集委員会に提出し、投稿の採否について審査を受けることとする。
5. 4. で採用とされた場合は、原稿本文を執筆要領に従って編集委員会に提出する。提出は、電子メール(添付ファイル)または郵送(印字した原稿とWindows形式のCD-R等の物理媒体)とすること。
6. 原稿は、編集委員による内容確認等を経て、編集委員会において採否等を決定する。
7. 投稿の申込みは随時受け付けるが、採用された場合の掲載号については編集委員会が決定する。

(電子化・公開の許諾)

8. 投稿者は、本誌に掲載された原稿について、センターが電子化し、本誌発行後にセンターWEBサイトにおいて公開することを許諾するものとする。

以上

「国民生活研究」編集要項（抜粋）

2009年4月

改定 2015年4月

最終改定 2019年4月1日

独立行政法人国民生活センター

（原稿の種類及び内容）

6. 原稿の種類及び内容は次のとおりとし、未発表のものであること。
 - （1）論文：実証的・理論的でオリジナルな研究成果をまとめたもの。
 - （2）調査報告：調査結果や研究等の報告及び資料的価値のあるもの。
 - （3）研究ノート：下記のような特徴を持つ、比較的短い論述であるもの。
 - ① 研究動向、事実状況等を展望し、研究上の提言を行うもの。
 - ② 事例、資料等の紹介に重点を置きつつ、考察を加えたもの。
 - ③ 信憑性、整合性の若干の不備を合理的仮説で補充し、独創的な知見を提示したもの。
 - ④ その他、萌芽的研究を記したもの。
 - （4）書評、翻訳：消費者問題及び生活問題に関する書籍や文献等について紹介するもの。
 - （5）その他の分類は、編集委員の協議により決定する。
7. 他の研究誌、学会誌、研究紀要等への投稿原稿と著しく重複する内容の原稿を本誌に並行投稿することは、これを認めない。
8. 本誌は依頼原稿と投稿原稿により構成され、いずれも本誌への原稿の掲載にあたっては、編集委員による内容確認等を行うものとする。ただし、投稿原稿の採否等は、編集委員による内容確認等を経て、編集委員会において決定する。
9. 編集委員会が必要と認めた場合は、執筆者に対して原稿の加筆・訂正を求めることができる。
10. 投稿及び執筆要領については、編集委員会が別に定める。

以上

「国民生活研究」執筆要領（抜粋）

2009年4月

最終改定 2015年4月

「国民生活研究」編集委員会

1. 要旨および原稿の書式

- ・電子データのファイル形式はMicrosoft Office WordおよびExcelで読取り可能とする。
- ・A4判・縦、横書き、1ページ 40字 × 38行 とする。
- ・文字サイズは11ポイント、書体は「MS明朝」（日本語、英数字（半角）とも）とする。

2. 原稿文字数の目安

（1）要旨：800字程度。

上記文字数外で、目次案を付記すること。

（2）原稿：

- ①論文、調査報告、翻訳：28,000字以内
- ②研究ノート：20,000字以内
- ③書評：8,000字以内
- ④その他：編集委員により協議

※図表は文字数に含める。

3. 原稿の記述について

①本文：表題、氏名、所属・肩書き、目次を示すこと。

②注：文末脚注とする。

文字サイズは10ポイントとする。

本文中に、半角数字・上付き文字で示す（○○○○¹）。

③引用文献、参考文献：文末脚注の末尾に示すこと。

文字サイズは10ポイントとする。

④注、引用文献、参考文献の書式例

- ・雑誌論文：執筆者名「論文名」雑誌名 ○巻○号○頁（発行年）
- ・単行本（単独著者）：著者名『書名』○頁（発行所、発行年）
- ・単行本（共著者）：執筆者名「論文名」共著者名『書名』○頁（発行所、発行年）
- ・前掲文献の場合：執筆者名字・前掲注No. ○頁 〈例：鈴木・前掲注15〉○頁

4. その他

①要旨および原稿の提出期限、掲載号については、編集委員会が決定し連絡する。

②校正は、原則2校までとする。

④執筆者が希望する場合は、掲載原稿の別冊（抜き刷り）を20部まで無料で進呈する。

⑤本誌に掲載された自己の論稿を他の媒体（雑誌、書籍、ウェブページ等）に転載する時は、編集委員会に申し出ること。

以上